「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公 表について

道路運送法第15条の2に基づき、西鉄バス二日市株式会社から令和6年4月25日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更(路線一部廃止)届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。 意見聴取結果は以下のとおりです。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果について

## ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

公示番号:九運公第59号

事案番号:福6廃4(西鉄バス二日市株式会社)

#### イ 意見聴取の日時及び場所

令和7年1月15日(水) 11時00分から 福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 会議室

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名 【福岡県】

福岡県企画・地域振興部交通政策課長 窪西 駿介

#### 【太宰府市】

太宰府市都市整備部都市計画課長 古賀 千年志 太宰府市都市整備部都市計画課係長 前田 勝一朗

# エ 陳述の要旨

## 【福岡県】

(1)地域協議会(バス対策協議会)・運送事業者(西鉄バス二日市株式会社)との協議内容令和6年3月29日付けで西鉄バス二日市株式会社から福岡県バス対策協議会に対し、 当該路線の一部区間廃止の申出書が提出された。

令和6年5月8日に福岡県、福岡運輸支局、太宰府市、西日本鉄道株式会社(西鉄バス 二日市株式会社担当)出席のもと、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、 対応策について協議を行い、各関係自治体の地域協議会等で、路線の存続、代替交通の検 討、廃止の受け入れ等の合意形成を図っていくこととなった。

現在、各自治体において合意形成に向けて調整中である。

- (2) 自治体や住民等の意見 関係自治体が回答する。
- (3)路線廃止に対する代替交通 関係自治体が回答する。
- (4)廃止予定日の繰り上げの可否 関係自治体の意向を尊重する。

# 【太宰府市】

(1)地域協議会(バス対策協議会)・運送事業者(西鉄バス二日市株式会社)との協議内容令和6年5月8日に福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、運送事業者から申し出の理由について説明を受けた。

現状の交通を維持していくことは厳しいが、交通モードの転換なども視野に関係自治体とじっくり協議していきたいとのこと。

福岡県から関係自治体に対して、ある程度の方向性を見出した段階で地域公共交通会議 に諮り、対応方針確定後に結果について文書で報告するよう依頼があった。

#### (2) 自治体や住民等の意見

いずれも通勤・通学等の日常生活に必要不可欠な路線であることから、様々なレベルで路線存続に向けた協議を継続して実施している。

地域住民の日常生活及び県立高校生徒の通学・教職員の通勤に大きな影響を与えるため、 路線を存続してほしいとの意見があった。

本市としては、公共交通を取り巻く環境として労働力不足などの理由は一定理解するものの、経済合理性のみで従来の公共交通の利便性や安心安全が脅かされることは市や市民にとって看過し難い。

国においては、交通政策基本計画における基本的方針「誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保」の観点からも、公共交通の維持・確保に向けて主体的な役割を果たしていただきたい。

## (3) 路線廃止に対する代替交通の計画

様々なレベルで粘り強く協議を重ね、まずは路線廃止による沿線住民をはじめとする利用者の皆様への影響を可能な限り避けたいとの思いから、廃止予定日の延長をする方向で 運送事業者と継続協議中となる。

沿線地域にお住まいの方々にとって、突然の路線廃止は日常生活に大きな支障をきたすため、激変緩和が必要となるとともに、代替交通モードの検討・導入には、事業者との連携・調整や運行車両の手配に時間を要する状況となる。

本案件に限らず、市民の移動手段をどのように確保していくか、交通事業者を取り巻く環境にスピーディーに先んじて対応すべく、現状の交通手段について、本市に望ましい、将来にわたり持続可能な地域公共交通の再構築に向け検討を進めている。

## (4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否

廃止予定日の延期及び路線存続の方向で現在継続協議中であるため。